

## 半田市交換生徒相互派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、半田市が姉妹友好都市との間で高等学校生徒（以下「交換生徒」という。）を相互に派遣することにより、姉妹友好都市と国際親善を図ることを目的とする。

(派遣及び受入期間)

第2条 交換生徒の派遣及び受入期間は、学校の休業日のうち、半田市が指定する期間とする。

(派遣及び受入方法)

第3条 交換生徒の派遣及び受入れは、半田市と姉妹友好都市との間で隔年で交互に行うことを原則とする。

(派遣及び受入人数)

第4条 交換生徒の派遣及び受入人数は、毎年、若干名とする。

(滞在方法)

第5条 交換生徒の滞在は、ホームステイによることを原則とする。

(交換生徒の資格)

第6条 姉妹友好都市へ派遣する生徒（以下「派遣生徒」という。）は、次の要件を全て満たす高校生とする。

- (1) 半田市内に在住していること。
- (2) 在学する学校長の推薦があること。
- (3) 国際親善大使として活躍し、今後の友好交流に協力できること。
- (4) 派遣生徒として保護者の同意が得られていること。

2 姉妹友好都市から受け入れる生徒（以下「受入生徒」という。）は、姉妹友好都市が派遣を決定した高校生とする。

(応募資格)

第7条 派遣を希望する高校生は、半田市の指定する日までに次の書類を提出するものとする。

- (1) 応募願書
- (2) 顔写真 2枚 (3cm×4cm)
- (3) 高等学校長の推薦書

(4) その他、市長が必要と認めた書類

(選考試験)

第8条 第6条第1項の要件を満たす者の中から派遣生徒を決定するにあたり、次の選考試験を行うものとする。

(1) 筆記試験

(2) 面接試験

(3) その他、市長が必要と認めた試験

(費用負担)

第9条 半田市は、派遣生徒の旅費（往復航空運賃、空港使用料、乗換アシスト代等をいう。以下同じ。）に2分の1を乗じて得た額を上限として負担する。

2 受入生徒に係る費用負担は、次のとおりとする。

(1) 旅費、滞在中の生活費等は、姉妹友好都市又は受入生徒の負担とする。

(2) ホストファミリーは、ボランティアとし、無償とする。

(会 議)

第10条 半田市は、交換生徒の派遣及び受入れにあたり、必要に応じて、それぞれ説明会を行うものとする。

2 半田市は、派遣生徒の帰国後に市民に向けた帰国報告会を開催するものとする。

(事故、緊急治療の承諾)

第11条 派遣生徒及びその保護者は、派遣期間中の事故の発生について、半田市並びに姉妹友好都市及び滞在家庭に対して、その責任を問わないことを承諾するものとする。

2 派遣生徒の保護者は、派遣期間中に疾病、事故等により医療処置が必要になった場合は、認可された医療機関で認可された医師による医療行為を受けることを承諾するものとする。

(連絡調整)

第12条 半田市は、この要綱に定める事業の実施あたり、交換生徒の安全に十分配慮するため、派遣先の姉妹友好都市、受入生徒のホストファミリー等と連絡調整を密にするものとする。

(委 任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。